

令和3年度 いわき市都市公園施設
長寿命化計画

【概要版】

令和4年3月

いわき市都市建設部公園緑地課

目 次

1. 公園施設長寿命化計画の概要	1
1-1 背景と目的	1
1-2 計画期間と検討期間	1
1-3 計画対象公園と施設	1
2. 公園の現状と課題	2
2-1 公園の経過年数	2
2-2 公園施設の劣化状況	2
2-3 現状の課題	3
(1) 計画的な施設の更新	3
(2) 将来の維持管理費用について	3
3. 公園施設の管理方針	4
3-1 日常的な維持管理に関する方針	4
3-2 管理区分と管理水準	5
(1) 管理区分	5
(2) 管理水準	6
3-3 更新に関する実施方針	7
(1) 使用見込み期間	7
(2) 更新時の費用	8
3-4 長寿命化対策の実施方針	9
(1) 長寿命化対策	9
(2) 健全度調査	9
(3) 補修	10
3-5 事業の優先順位に関する実施方針	13
(1) 事業の優先順位の検討	13
(2) 重要性の評価	14
4. 長寿命化計画と平準化	15
4-1 年次計画の作成	15
4-2 費用の平準化	16
4-3 今後の対応	16
5. 公園施設長寿命化計画策定の効果	17
5-1 ライフサイクルコストの縮減効果	17
(1) ライフサイクルコスト検討の基本方針	17
(2) ライフサイクルコストの算出方法	18
(3) ライフサイクルコストの算出結果	19
5-2 長期計画における費用削減効果	20
6. 今後に向けた取り組み	22
6-1 公園施設長寿命化計画の見直し	22
6-2 使用見込み期間を過ぎて利用する施設の管理	22

1. 公園施設長寿命化計画の概要

1-1 背景と目的

本市においては、広大な市域に 276 箇所の都市公園（うち本市所管 269 公園）を有しています。供用開始から 20 年以上経過している公園が約 81%と公園施設の老朽化が進行し、今後、維持管理に係るコストが増加して行くことが予想されます。そこで、これまで実施してきた、点検結果、長寿命化計画を基に、本市が管理する公園施設について、健全性の確保、維持管理コストの縮減、事業予算の平準化を基軸とした効率的・効果的な「いわき市都市公園施設長寿命化計画」を策定します。計画を運用することによって、本市が管理する公園の安全性・機能性・信頼性に対する持続的な確保も期待されます。

1-2 計画期間と検討期間

- ・計画期間は、令和 4 年度（2022 年度）から令和 13 年度（2031 年度）の 10 年間とします。
- ・検討期間は、令和 4 年度（2022 年度）から 50 年間とします。

1-3 計画対象公園と施設

計画の対象とする公園は、都市公園のほか防災緑地 6 公園、その他公園 3 公園を含む 279 公園、公園面積 471.5 ha とします。また、対象とする施設は 2,225 施設とします。

図表1-1-1 対象公園数一覧

種別	地区	公園数	面積 (ha)
街区公園	平地区	84	25.1
	小名浜	56	18.6
	勿来	34	11.3
	常磐	28	7.0
	内郷	13	3.0
	好間	3	1.2
	久之浜	3	0.4
	小計	221	66.6
近隣公園		20	36.8
地区公園		4	23.0
運動公園		1	29.0
総合公園		1	63.3
風致公園		5	171.6
都市緑地		13	42.8
緑道		9	5.8
墓園		2	18.8
その他公園		3	13.9
合計		279	471.5

図表1-1-2 大分類別対象施設数一覧

施設大分類	施設数
a. 園路広場	3
c. 休養施設	254
d. 遊戯施設	1,101
e. 運動施設	84
f. 教養施設	4
g. 便益施設	99
h. 管理施設	675
i. その他施設	5
合計	2,225

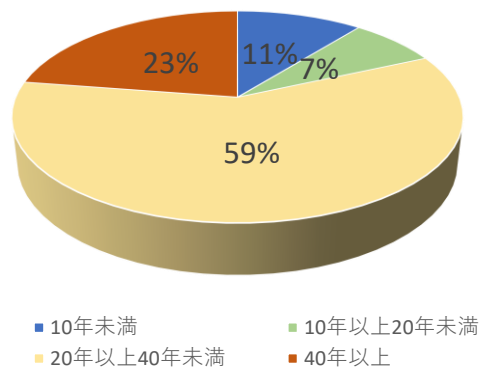
2. 公園の現状と課題

2-1 公園の経過年数

震災後に整備された新しい公園が全体の約11%ある一方、整備から40年以上経過し、再整備時期に来ている公園が22%を超えています。また、20年以上経過して施設の劣化が考えられる公園も約60%あり、20年以上経過した公園は279公園中228公園、約80%となっています。

図表 2-1-1 経過年数別公園数の表

経過年数	公園数	比率
10年未満	30	10.8%
10年以上20年未満	21	7.5%
20年以上40年未満	165	59.1%
40年以上	63	22.6%
合計	279	100.0%



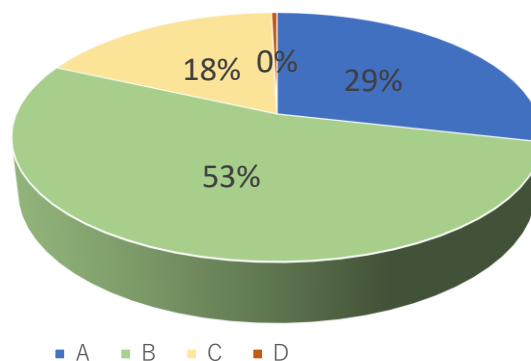
図表 2-1-2 経過年数の比率

2-2 公園施設の劣化状況

健全度調査結果から公園施設の劣化状況を評価すると、劣化に問題があるC、D評価の合計は405施設18.2%、大きな問題のないA、B評価は81.8%でした。公園の経過年数が20年以上の公園が80%を占める中、施設は健全に管理されていることが伺われます。

図表 2-2-1 大分類別健全度評価別施設数一覧

施設大分類	健全度評価				合計
	A	B	C	D	
a. 園路広場	0	3	0	0	3
c. 休養施設	91	83	79	1	254
d. 遊戯施設	158	732	206	5	1,101
e. 運動施設	8	67	8	1	84
f. 教養施設	2	0	2	0	4
g. 便益施設	16	68	15	0	99
h. 管理施設	361	230	82	2	675
i. その他施設	0	1	4	0	5
合計	636	1,184	396	9	2,225



図表 2-2-2 健全度評価の比率

図表 2-2-3 健全度判定における評価基準

ランク	評価基準
A	全体的に健全である 緊急の補修・更新の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの
B	全体的に健全であるが、部分的に劣化が進行している 緊急の補修・更新の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの
C	全体的に劣化が進行している 現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには補修が必要なもの
D	全体的に劣化が進行している 重大な事故につながる恐れがあり、公園施設使用の禁止措置あるいは、緊急な補修や更新が必要とされるもの

2—3 現状の課題

(1) 計画的な施設の更新

劣化の問題のある施設は 18.2%と比較的少ないですが、20 年を超える公園が 80%を超えていることから、計画的に施設の更新を行っていく必要があります、長寿命化計画の策定により補修、更新を計画的に実施していくことが求められています。

(2) 将来の維持管理費用について

全国的に人口減少の傾向にあり、本市においても 2020 年度と比べ 2045 年度には 30%の人口減少が予測されています（第 2 期いわき創生総合戦略より）。維持管理費用の削減は大きな課題となっています。

3. 公園施設の管理方針

3-1 日常的な維持管理に関する方針

年間の維持管理内容（清掃・点検・修繕）に関する方針

- ・維持保全（清掃・保守・修繕）は、これまでどおり都市建設部公園緑地課をはじめ、各支所（小名浜、勿来、常磐、内郷及び四倉）及び指定管理者で対応します。
- ・簡易的な維持管理（除草ゴミ回収）は、これまでどおり公園愛護会等の協力を得て実施します。
- ・施設の劣化や損傷を把握した場合、状態に応じて利用禁止の措置を行います。

公園の管理体制（人員配置、指定管理者の導入など）に関する方針

- ・日常的な巡回については、都市建設部公園緑地課をはじめ、各支所（小名浜、勿来、常磐、内郷及び四倉）及び指定管理者において実施します。
- ・巡回の頻度は、年に1回以上を基本として定期的に目視等により巡回を実施します。
- ・災害及び事故等の緊急事態が発生した際には、都市建設部公園緑地課で対応します。
- ・いわき市都市公園条例に基づき、近隣公園以上（一定の規模以上）に係る公園管理は、これまでどおり指定管理者にて対応します。

点検や定期点検（遊具の点検や法令で定めのあるもの等）に関する方針

- ・日常の点検により公園施設等の変状有無等を確認します。
- ・点検、診断、補修、更新のPDCAサイクルによる維持管理・更新を検討します。

異常が発見された場合の措置の方針

- ・公園緑地課をはじめ、各支所（小名浜、勿来、常磐、内郷及び四倉）、指定管理者等が現場で状況確認を行い、立入禁止又は使用禁止措置を取り2次被害防止のための対応をとります
- ・休日、祝日時の対応については、緊急連絡網を活用して公園緑地課職員が迅速に現場に駆け付けられる連絡体制を構築します。
- ・異常が発見された場合には、安全性の確保に支障となる原因が取り除かれるまで原則立入禁止又は使用禁止措置とします。

3—2 管理区分と管理水準

(1)管理区分

管理区分を予防保全型管理、予防保全型管理（中間型）、事後保全型管理に区分しました。なお、予防保全型管理、予防保全型管理（中間型）は健全度調査を定期的に行う管理となります。

予防保全型管理

定義：劣化により、安全性の低下による事故や利用が出来なくなることを「未然」に防止する管理、もしくは更新費が高額なため補修により機能を維持し続ける管理です。

予防保全型管理を行う施設は、長寿命化対策（健全度調査、定期的補修）を行います。

施設別の対応：

特に安全性を重視する施設	遊戯施設
LCCの縮減を図る施設	四阿、シェルター、パーゴラ、橋梁、木橋（規模の大きな施設）、スポーツ照明、園内灯、引込柱、便所・管理棟等の建築物等
LCCの縮減は図れない場合があるが補修等により機能を維持する施設	木橋（規模の小さい施設）、木製デッキ、高尺フェンス、防球ネット、バックネット等
更新を考慮せず、施設の維持を優先させる施設（LCCの縮減は不問）	スタンド・体育館等運動系建築物、プール、規模の大きな木造建築物、展望塔等

予防保全型管理（中間型）

定義：劣化による安全性の低下・事故の防止や利用者満足度を低下させないため、破損発見後ただちに補修を行い、安全性確保と利用の継続を図る管理です。

予防保全型管理（中間型）を行う施設は、更新よりも補修を行い、利用の継続を優先させる施設です。壊れやすく、利用頻度が高く、利用上代替がきかない施設で、整備費が高額ではない施設を対象とします。

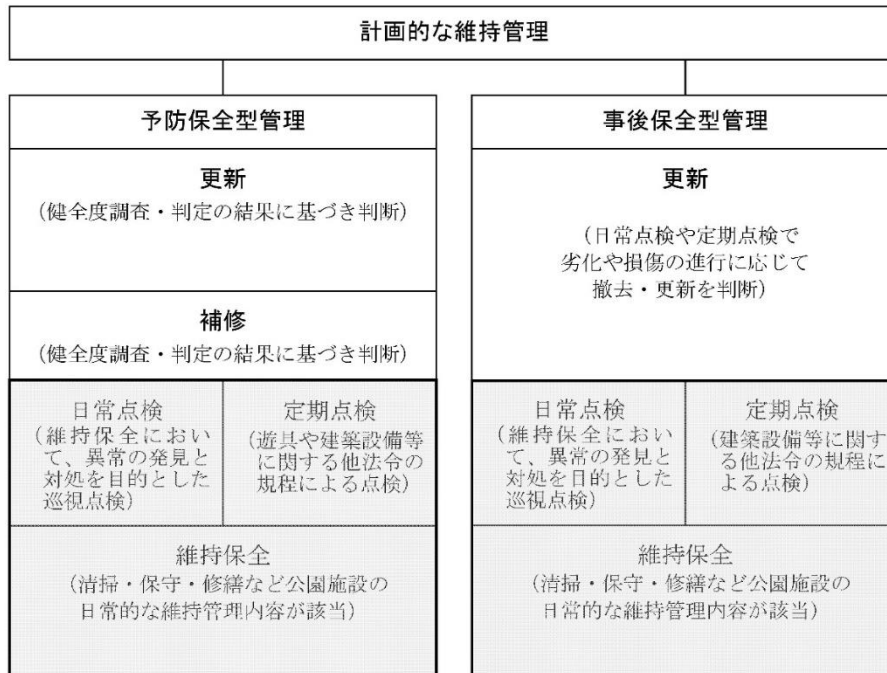
施設別の対応：

特に安全性を重視する施設	転落防止柵等
利用の継続を重視する施設	機械室、倉庫等

事後保全型管理

定義：劣化により、一部破損があったとしても機能上大きな問題が無い、もしくは安全性に大きな問題が無い施設を対象とした管理です。

日常点検による状態監視、もしくは部分的な修理を行います。



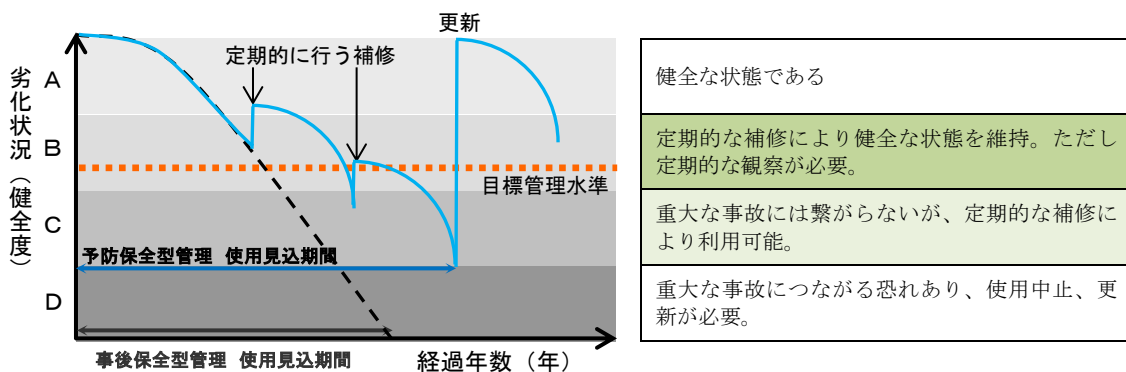
図表 3-2-1 予防保全型管理と事後保全型管理の概念図（「策定指針（案）【改訂版】」より）

(2) 管理水準

管理水準を以下のように設定します。

・定期的な補修を実施して劣化の速度を緩め、B評価を標準とする。

休憩施設(四阿)の例



図表 3-2-2 管理水準イメージ図

3—3 更新に関する実施方針

(1)使用見込み期間

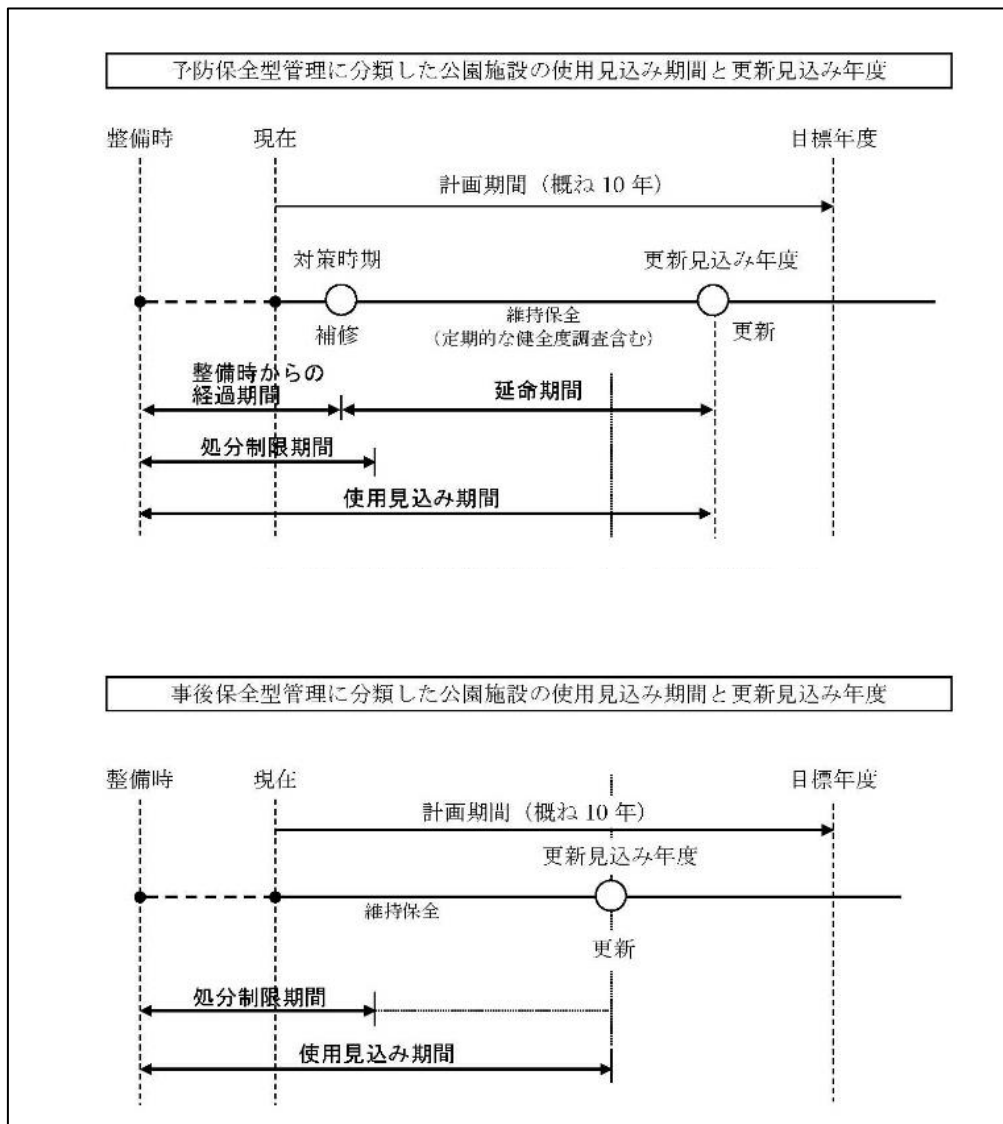
施設の使用見込み期間については管理類型ごとに以下のように設定します。

a. 予防保全型管理（中間型含む）における使用見込み期間

使用見込み期間は、「整備時からの経過期間」に、「対策時期」に実施した補修（1回～複数回）により長寿命化が図られた「延命期間」を加えた期間とします。なお、予防保全型管理では、重大な事故につながる時点までの使用を想定していないため、健全度がCに進行した時点までを使用見込み期間とします。

b. 事後保全型管理における使用見込み期間

使用見込み期間は、「処分制限期間」の経過後、「劣化が著しく進行するまでの期間」とします。なお、「劣化が著しく進行するまでの期間」とは、健全度がDに進行した時点までとします。



図表 3-3-1 管理における補修、更新時期の例（「策定指針（案）【改訂版】」より）

処分制限期間を基準に、管理区分ごとの使用見込み期間を以下のように設定します。

図表 3-3-2 使用見込み期間一覧表

	事後保安全管理における 使用見込み期間	予防保全における 使用見込み期間
処分制限期間が20年未満の 施設	処分制限期間の2倍	事後保全使用見込み期間の 1.2倍と設定 (処分制限期間×2.4倍)
処分制限期間が20年以上40 年未満の施設	処分制限期間の1.5倍	事後保全使用見込み期間の 1.2倍と設定 (処分制限期間×1.8倍)
処分制限期間が40年以上の 施設	処分制限期間の1倍	事後保全使用見込み期間の 1.2倍と設定 (処分制限期間×1.2倍)

(2)更新時の費用

更新に係る費用については、過去実績から類似事例の金額を引用し、類似実績のないものはメーカーカタログ、見積り等により設定します。

3—4 長寿命化対策の実施方針

(1)長寿命化対策

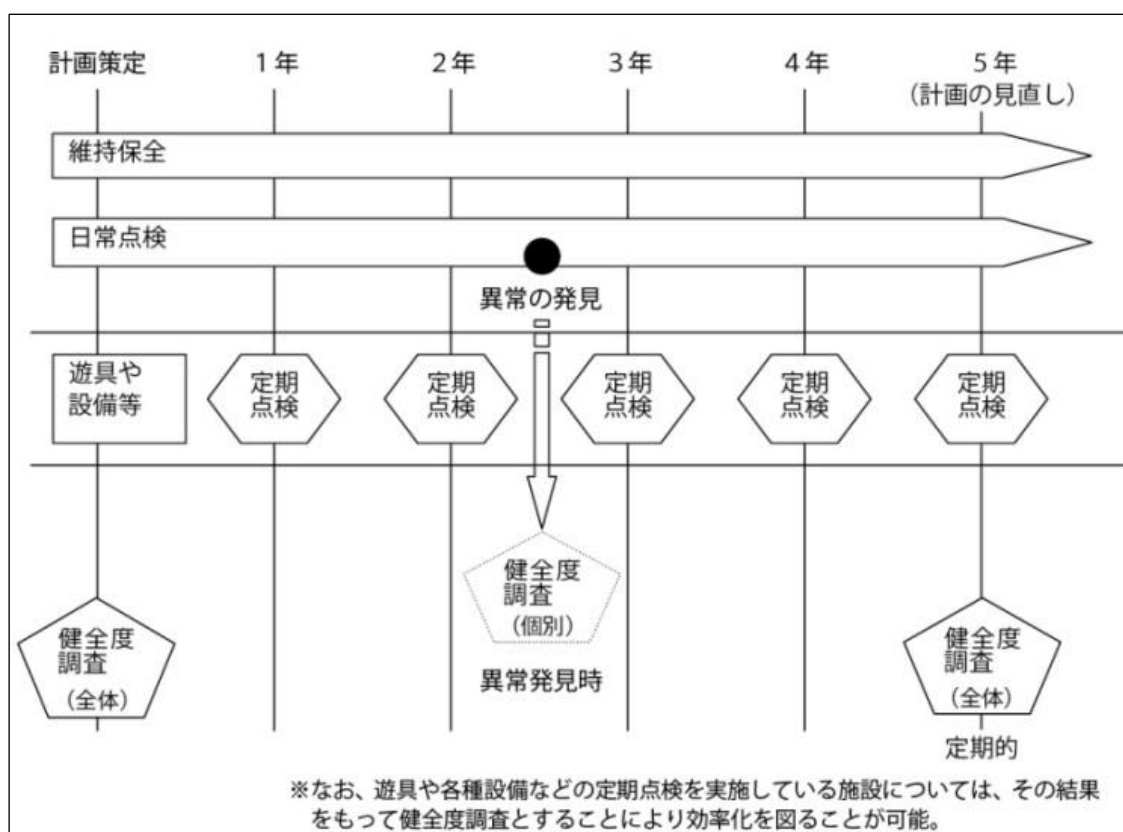
施設を延命する長寿命化対策は以下の2つとします。

- ・健全度調査（施設の安全性を確認）
- ・補修（施設の機能を回復）

(2)健全度調査

健全度調査とは、公園施設の機能保全に支障となる劣化や損傷を未然に防止するため、公園施設の日常的な維持保全（清掃・保守・修繕など）に加え、日常点検、定期点検の場を活用した定期的に行う調査で、健全度調査結果を基に施設ごとに必要となる計画的な補修、更新を行います。

実施頻度は、遊戯施設については毎年、遊戯施設以外については5年毎に、その他法令で定期的な点検を定められている施設（ポンプ設備等）については、その頻度内容に従って実施します。



図表 3-4-1 定期点検等イメージ図

(3)補修

1) 補修内容

施設別の長寿命化対策の例示を下表に示します。これらのうち、有効であると思われるものを対策として採用し、計画に反映します。特に部材の接合部と地際が最も劣化が表れやすいところであり、その部分の補修が長寿命化に向けて有効と考えます。

図表3-4-2 長寿命化の対策の具体例

公園施設	長寿命化の対策
遊戯施設	<ul style="list-style-type: none">・木部及び鉄部に対する塗装による錆防止、腐食防止・紫外線などにより劣化したFRP部材の取替え、アルミ材などへの置き換え・ネット、ロープなどの取替え、ボルトの交換
橋梁、展望台	<ul style="list-style-type: none">・木部及び鉄部に対する塗装による錆防止、腐食防止
柵	<ul style="list-style-type: none">・塗装による錆防止、腐食防止
四阿、パーゴラ、シェルター	<ul style="list-style-type: none">・木部躯体に対する塗装による腐食防止・補修時における合成木材への転換・日陰たなの金属製メッシュ部分への錆止め再塗装
建築物	<ul style="list-style-type: none">・建物壁面や屋根への塗装、ケレンによる錆処理、腐食防止・亀裂部分の補修・接着材による床タイルなどの亀裂や欠損部分の補修
園路灯	<ul style="list-style-type: none">・LED対応型などへの変更・付属器具（安定器、自動点滅器）の取替え・灯具アクリル部分の欠損部の取替え
ポンプ、機器小屋、受電設備、ポンプ室	<ul style="list-style-type: none">・消耗品の取替え・ポンプの防水対策

2) 補修時期

遊戯施設

遊戯施設の補修や部材の交換サイクルは遊具メーカーの団体が推奨する部材の交換サイクルを参考に5年とします。

図表 3-4-3 主な消耗部材（部品）とその推奨交換サイクル表

遊具	消耗部材（部品）	推奨交換サイクル
ぶらんこ	吊り金具・チェーンなど	3年～5年
	回転軸	3年～5年
スプリング遊具	スプリング	5年～7年
ロッキング遊具	軸受部	5年～7年
	ストッパーゴム（緩衝部）	3年～5年
回転ジャングル	軸受け	5年～7年
ローラーすべり台	ローラー	5年～7年
ロープウェイ	ケーブル	5年～7年
	滑車部	3年～5年
	握り部	3年～5年
	緩衝装置	3年～5年
ネットクライマー	ネット（小規模なもの）	3年～5年
ロープクライマー	ロープ（小規模なもの）	3年～5年
	ワイヤー入りロープ （小規模なもの）	7年～10年

便益・休養・運動・管理施設、橋梁

便益・休養・運動・管理施設は本市の施設の劣化曲線から以下のように設定します。

四阿・木製、金属製：15年ごと、2回実施
 ・コンクリート製：40年後、1回実施
 パーゴラ・木製、金属製：25年後、1回実施
 ・コンクリート製：30年後、1回実施
 便所等小規模建築物・RC造、CB造：30年ごと
 ・パネル構造、木造：20年ごと
 園内灯・30年ごと
 テニスコート・15年ごと
 バックネット・20年ごと
 橋梁・20年ごと

大規模施設

スタジアムや展望台等の大規模施設は、躯体は30年ごと、設備類は20年毎を目安に劣化状況に合わせて補修時期を設定します。

3) 補修費用

遊戯施設は、メーカー見積を参考に補修費を設定します。便益・休養・運動・管理施設、橋梁はライフサイクルコストの削減できるよう経済的な視点も踏まえ、更新費に対する比率で設定します。

図表 3-4-4 休養、運動、管理施設及び橋梁の施設補修比率一覧

施設分類	補修回数	補修費比率
四阿（木製、金属製）	2回	3%
四阿（コンクリート）	1回	5%
パーゴラ（木製、金属製）	1回	5%
パーゴラ（コンクリート）	1回	5%
園路灯	1回	6%
テニスコート	1回	9%
バックネット	1回	7%
橋梁	4回	10%

便所等小規模建築物、大規模建築物は実績及び見積もり等を参考に設定します。

3—5 事業の優先順位に関する実施方針

(1)事業の優先順位の検討

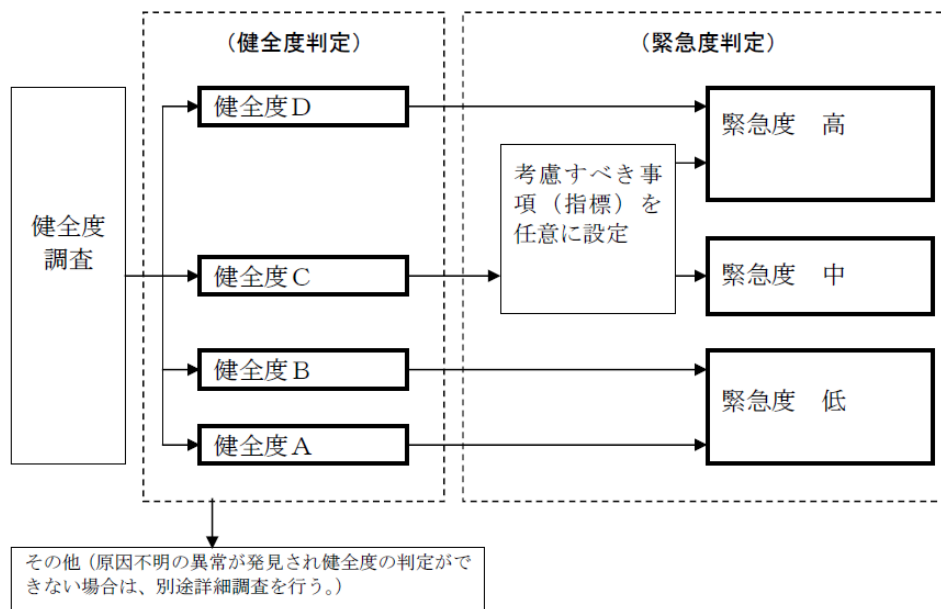
事業の優先順位について、以下の順序で決定します。

優先時期の設定

- ・施設の劣化状況の調査結果である「健全度」により優先時期を設定します。
「緊急度 高（健全度別の優先順位はD→Cの順とする）」、「緊急度 中（健全度 C）」、「緊急度 低（健全度別の優先順位はB→Aの順とする）」の順とします。

重要性評価の活用

- ・C評価の緊急度を分ける「考慮すべき事項（指標）」として「重要性の評価」を用います。より重要性の高い施設を優先して「緊急度 高」とし、重要性の低い施設を「緊急度 中」とします。



図表 3-5-1 緊急度判定のフロー（「策定指針（案）改訂版」より抜粋）

(2) 重要性の評価

重要性の評価は「公園の評価」＋「施設の評価」＝総合評価とし、以下の評価項目で評価します。

総合評価	
公園の評価	施設の評価
評価項目	評価項目
周辺状況	構造的・耐久性
・ 立地：人口集中地区	・ 法令・基準等への準拠
・ 立地：まちなか居住区域	・ 使用見込み期間
都市機能誘導区域	・ 施設分類
・ 近隣施設：保育園、幼稚園	管理の重要性
・ 近隣施設：高齢者、福祉施設	・ 管理区分
利用状況	
・ 公園規模（面積）	
・ イベント実施状況（占用）	
・ 民間活力（公園協議会、愛護会）	
機能	
・ 避難場所指定	

図表 3-5-2 公園の重要性評価の評価項目

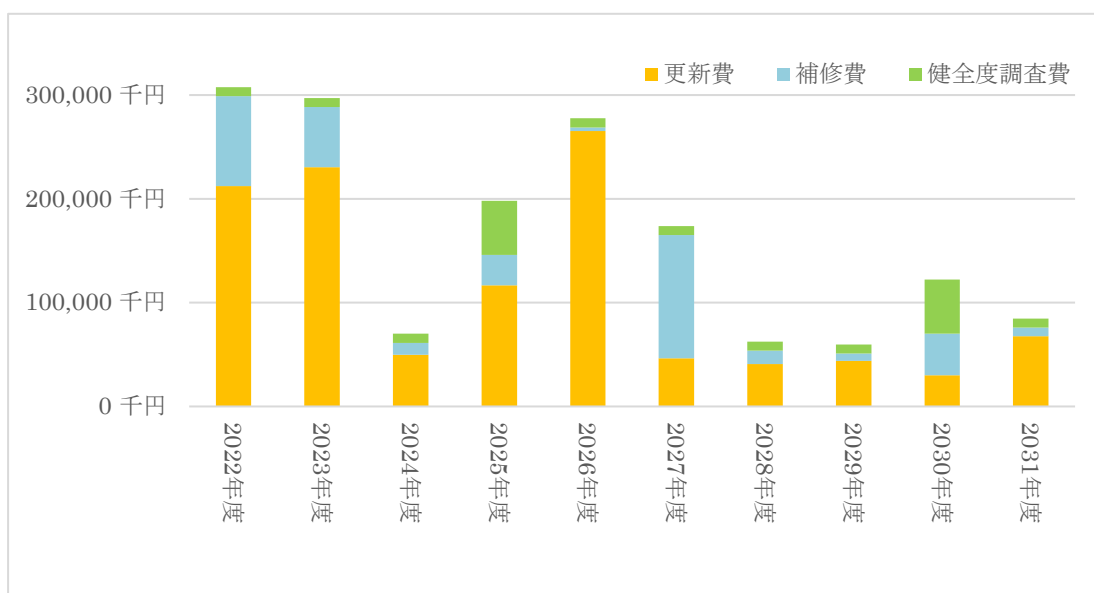
4. 長寿命化計画と平準化

4-1 年次計画の作成

計画の策定は以下の方針で行います。

- ・改修時期に来ている大規模施設の補修費、更新費を計上
- ・遊戯施設の安全性向上のための費用を計上
- ・四阿やパーゴラなどの更新費、補修費を計上
- ・便所の補修費を計上
- ・健全度調査費を計上

これらの費用の10年間の総額は約1,650,000千円となります。



図表 4-1-1 年次計画のグラフ (平準化前)

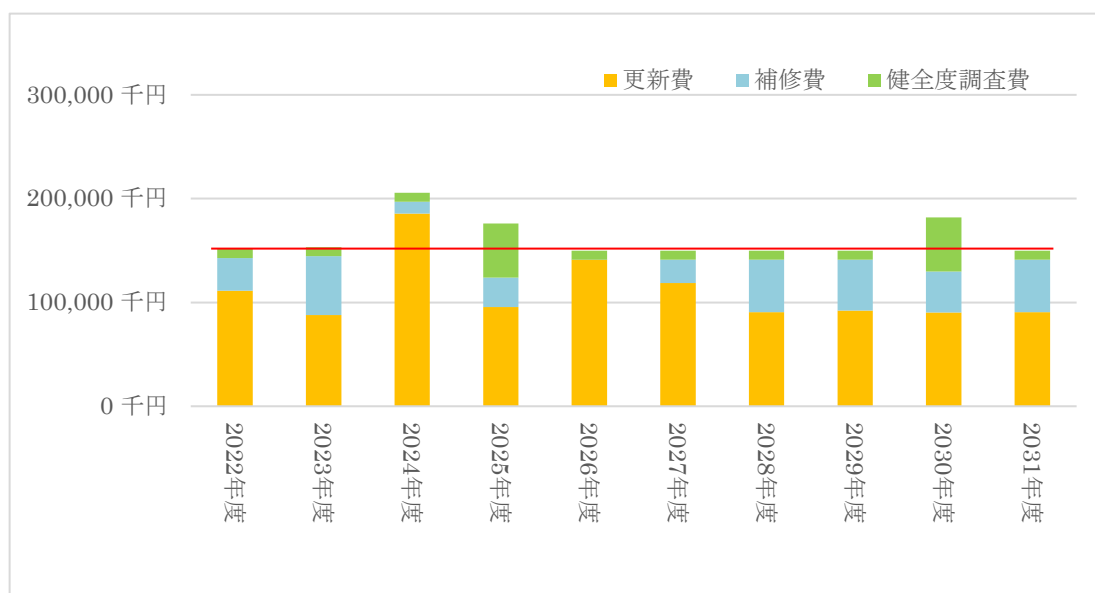
4-2 費用の平準化

年度の予算に合わせて費用の平準化を以下の方針で行います。

- ・平準化は「費用の先送り」を基本とし、施設の重要度を考慮する。

平準化の結果、毎年の費用は150,000千円前後となります。大規模施設の費用の集中する年度（2023年度）と5年毎の健全度調査を行う年度（2025年度、および2030年度）は超過する結果となります。

本計画に基づき更新等を行っていくものの、十分使用の継続が可能な施設については、使用見込期間を超えて維持使用することから、日常的点検及び健全度調査によって状況の確認を行い、劣化による破損等に十分な注意を払い、安全性の確保に努めることとします。



図表 4-2-1 年次計画のグラフ（平準化後）

4-3 今後の対応

施設の老朽化が問題となる時期に来ています。施設ごとの更新のほか、部分再整備を計画的に実施していくことも併せて検討して行く予定です。

5. 公園施設長寿命化計画策定の効果

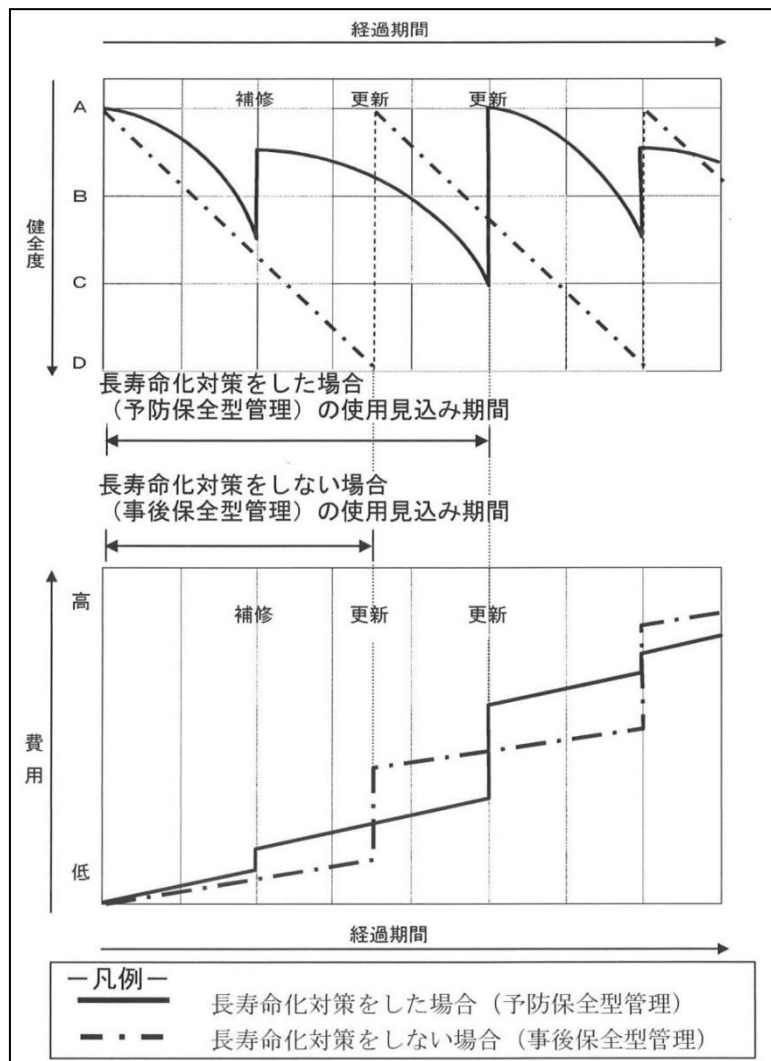
5-1 ライフサイクルコストの縮減効果

(1) ライフサイクルコスト検討の基本方針

ライフサイクルコスト算出の対象施設＝予防保全型管理の施設

(ただしメンテナンスを前提とした施設である遊戯施設、大規模施設は除く)

最適な補修又は更新時期により使用見込み期間内における費用が最も小さくすることを基本に、対象施設のライフサイクルコストの算出を行います。



図表 5-1-1 長寿命化概念図（「策定指針（案）【改訂版】」より）

(2)ライフサイクルコストの算出方法

「策定指針（案）【改定版】」により、A：長寿命化対策をしない場合と、B：長寿命化対策をした場合の2通りを算出し、その差額をライフサイクルコストの縮減額とします。

A：長寿命化対策をしない場合

期間＝事後保全型管理をした場合の使用見込み期間

費用＝「維持保全費」＋「更新費」

B：長寿命化対策をした場合

期間＝予防保全型管理をした場合の使用見込み期間

費用＝「維持保全費」＋「健全度調査費」＋「補修費」＋「更新費」

単年度あたりのライフサイクルコストは

A：長寿命化対策をしない場合

「長寿命化対策をしない場合の総費用」÷「事後保全型管理をした場合の使用見込み期間」

B：長寿命化対策をした場合

「長寿命化対策をした場合の総費用」÷「予防保全型管理をした場合の使用見込み期間」

単年度あたりのライフサイクルコスト縮減額は

「長寿命化対策をしない場合の単年度あたりのライフサイクルコスト」－「長寿命化対策をした場合の単年度あたりのライフサイクルコスト」

(3)ライフサイクルコストの算出結果

ライフサイクルコストの縮減効果は、対象公園の施設における整備当初からの維持保全費用、長寿命化対策費用を勘案し、「長寿命化対策をした場合（予防保全型管理）」と、「長寿命化対策をしない場合（事後保全型管理）」の総費用を比較して算出しました。長寿命化計画の立案により、計画対象施設 1,042 施設のうち、991 施設において、年間 18,672.3 千円、10年間で 186,723 千円のライフサイクルコストの縮減ができますこととなります。

図表 5-1-2 公園種別地域別ライフサイクルコスト縮減額の一覧

種別	地区	施設数	縮減額 (千円)
街区公園	平地区	161.0	2,447.0
	小名浜	96.0	1,365.4
	勿来	59.0	688.6
	常磐	65.0	1,063.0
	内郷	19.0	257.7
	好間	5.0	137.7
	久之浜	6.0	46.5
	小計	411.0	6,005.9
近隣公園		188.0	3,498.3
地区公園		35.0	1,087.7
総合公園		28.0	2,196.2
風致公園		196.0	2,562.0
都市緑地		58.0	711.7
緑道		121.0	2,470.9
その他公園		5.0	139.6
合計		1,042.0	18,672.3

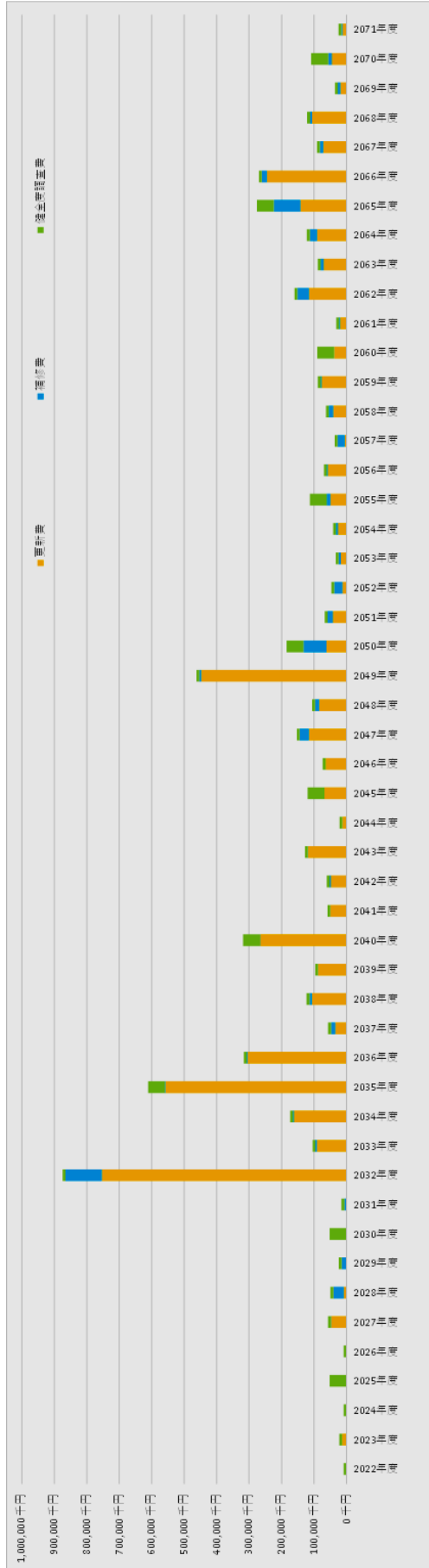
5—2 長期計画における費用削減効果

対象となる施設のうち、大規模施設、橋梁、遊戯施設は補修等の維持管理を前提とした施設であり、事後保全型管理を前提としない施設です。よって、それ以外の施設について、計画策定により予防保全型管理を行った場合と従来型の事後保全型管理を行った場合の比較を行います。計画期間は50年間とし、事後保全型管理に比べ、予防保全型管理を行うと、補修費、健全度調査費でマイナスとなりますが、施設の延命により更新費が少なくなります。全体として50年間で1,586,931千円（総費用の20.1%）の削減効果が期待されます。

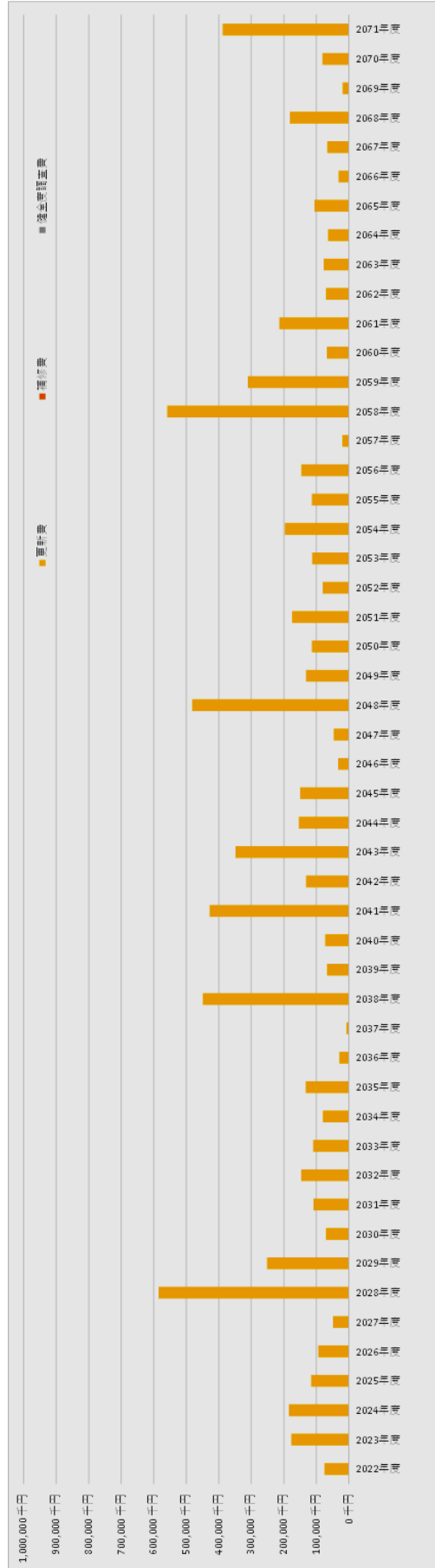
図表 5-2-1 計画策定の効果（予防保全型管理と事後保全型管理の比較）

項目	予防保全型管理	事後保全型管理	縮減額	縮減率
更新費計	4,812,001 千円	7,907,147 千円	3,095,146 千円	20.1%
補修費計	636,467 千円	0 千円	-636,467 千円	
健全度調査費計 (遊戯施設以外)	871,749 千円	0 千円	-871,749 千円	
計	6,320,217 千円	7,907,147 千円	1,586,931 千円	

図表 5-2-2 予防保全型管理を行った場合の事業費の推移（大規模施設、橋梁、遊戯施設以外）



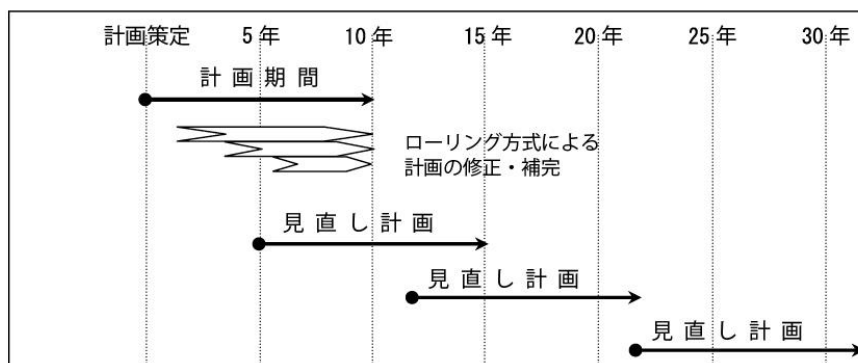
図表 5-2-3 事後保全型管理を行った場合の事業費の推移（大規模施設、橋梁、遊戯施設以外）



6. 今後に向けた取り組み

6-1 公園施設長寿命化計画の見直し

毎年実施される更新、補修の履歴を残し、計画の進捗の把握と定期的な修正を行っていくこととします。さらに、概ね5年ごとに長寿命化計画の大きな見直しを行っていく予定です。



(出典：「策定指針(案)【改訂版】」)

図表 6-1-1 長寿命化計画見直しイメージ

6-2 使用見込み期間を過ぎて利用する施設の管理

本計画に基づき更新等を行っていくものの、十分使用の継続が可能な施設については、使用見込期間を超えて維持使用することとします。その場合、日常的点検及び健全度調査によって劣化、安全に関する確認を行い、劣化による破損等に十分な注意を払い、安全性の確保に努めることとします。

6-3 施設の撤去及び集約の検討

「第2期いわき創生総合戦略」では将来人口について、2020年と2045年を比較すると約30%減少すると予測されています。このことは施設利用者が減少することを指しており、今後、人口減少に伴い、施設の撤去及び集約も検討していく予定です。